

福島県建築関係工事特記仕様書【R6年4月版】

I 工事概要

- 1 工事名称
2 工事場所
3 建物概要

Table with 7 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

※詳細は工事概要書による。

4 電気設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table with 2 columns: 受電設備, 電力貯蔵設備, 発電設備, 中央監視制御設備

5 機械設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table with 2 columns: 空気調和方式, 主要熱源機器, 換気設備, 排煙設備, 自動制御設備, 給水設備, 排水設備, 消火設備, ガス設備

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

- ※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)
※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版)

- ※「建築工事標準詳細図」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準図」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準図」(機械設備工事編) (令和4年版)

- ・「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編) (令和4年版)
・「公共建築改修工事標準仕様書」(電気設備工事編) (令和4年版)
・「公共建築改修工事標準仕様書」(機械設備工事編) (令和4年版)

- ・「公共建築木造工事標準仕様書」(令和4年版)
・「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年版)

なお、公共住宅建設にあつては、次を併せて適用する。
※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編集)

- 2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。
3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。
5 各章の特記事項欄にある(果:)と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、()書きは「公共建築工事標準仕様書」、[]書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。
6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

項 目 特 記 事 項

1 一般共通事項

- 1 適用基準等
○ 2 施工条件
○ 3 工事実績データの作成、登録
○ 4 技能士

工事請負代金が500万円以上の場合には適用する。
※適用する ・適用しない

Table with 4 columns: 従務工事(鉄筋施工), 作業の種類, 等級区分

- 5 イメージアップ
○ 6 発生材の処理

Table with 2 columns: 建設副産物, 処理方法等, 備考

Table with 3 columns: 建設副産物, 処理方法, 積算上の施設名称(※1)

Table with 3 columns: 建設副産物, 処理方法, 積算上の施設名称(※1)

注:積算上の施設(※1)は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承諾を得ること。また、処理施設が積算上の施設と異なる場合でも設計変更の対象とはしない。

- 7 監督員事務所
○ 8 工事用表示板
○ 9 施工歴標
○ 10 色彩計画
○ 11 使用材料等
○ 12 特別な材料の工法
○ 13 風荷重等

工事履行報告書は、下記より提出する。
※毎月1回 ・監督員の指示

- 14 記録報告
○ 15 電子納品

- 16 完成時の提出書類
○ 17 完成図(施工図及び施工計画書を除く)

Table with 2 columns: 種類, 記入内容

- 18 設計CADデータ貸与
○ 19 工事検査

Table with 4 columns: 着工前, 工事中, 竣工, 部数

※上記以外の必要写真は、監督員の指示による。
※撮影は福島県土木部制定「建築設備工事写真管理基準」による。

1 一般共通事項

- 20 建設工事使用機械等
○ 21 設計GL
○ 22 既存部分等への処理
○ 23 他工事との取合い

- 24 建築材料設備機器等
○ 25 電気工事事
○ 26 火災保険等

- 27 官公庁への諸手続き等
○ 28 概成工期

- 29 BELS申請書作成及び申請手続き

- 30 週休2日促進工事

- 31 入札時積算数量書活用方式
○ 32 情報共有システム
○ 33 遠隔臨場

- 34 建設キャリアアップシステム(CCUS)
○ 35 その他

2 仮設工事

- 1 仮囲い
○ 2 危険防止
○ 3 足場

- 4 工事用水
○ 5 工事用電力
○ 6 工事用進入路
○ 7 ベンチマーク
○ 8 交通誘導警備員

- ・ 9 仮設備関係

3 土工事

- 1 埋戻し及び盛土
○ 2 建設発生土の処理

※ 埋戻し及び盛土
※ 建設発生土の処理
※ 埋戻し及び盛土
※ 建設発生土の処理


※ 埋戻し及び盛土
※ 建設発生土の処理
※ 埋戻し及び盛土
※ 建設発生土の処理

※ 埋戻し及び盛土
※ 建設発生土の処理
※ 埋戻し及び盛土
※ 建設発生土の処理

福島県建築関係工事特記仕様書
福島県〇〇建設事務所建築住宅課
電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市 × × 町△△△1-1
建築士事務所名
設計者氏名
印
工事名称
図面名称
建築関係工事特記仕様書
図面番号

14	東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	1 資材調達	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。	資材名	規格	調達地域等									
		2 労働者確保	(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 営繕費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用・賃金以外の食費・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(営繕費):設計書に積上計上された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合: % (3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 (7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。												
15	施工条件	1 工程関係	※調整無し ・別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・資材等の流用 ・施工順序の調整 ・仮設及び工事用道路等の調整 ・図示による ・その他() ・建設機械等の調整	2 施工時期 施工時間 施工方法	※制限無し ・制限有り ・制限する工種名() ・施工時期(・土日祝日のみ、) ・施工時間(・時～時まで、) ・施工方法() ・有(・年 月 日、別紙のとおり) ・無 ・有(・ : ~ :、別紙のとおり) ・無	3 他機関との協議	協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期()	4 工事用地	・下記以外は図示等による。 (1)工事車両の駐車場(※構内・()) (2)資材置き場(※構内・()) (3)建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所(※構内・()) ・仮設ヤード ※無し ・有り(※図示による・())	5 公害対策	※施工方法の制限無し ・施工方法の制限有り ・騒音 ・振動 ・水質 ・粉じん ・排出ガス ・その他() ・施工方法等 ・指定工法名() ・別途協議による ・図示による	6 安全対策	・事業損失防止に関する調査 ・騒音測定 ・振動測定 ・水質調査 ・近隣家屋の事前・事後調査 ・地盤沈下測定 ・その他() ・調査箇所 ・図示による ・別途協議 ・調査時期 ・図示による ()	7 その他	※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

15	施工条件	15 工事区分	別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」	別表-1 設備工事との工事区分表		
		15 施工条件	別表-1 設備工事との工事区分表	別表-1 設備工事との工事区分表		
		工 事 内 容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内 ※	※		
			屋外 ※	・		
			屋上 ※	・		
			自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) ※	・		
			テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く) ※	・		
	機械関係	遮音材の基礎(アンカーボルトを除く) ※	・			
		屋内設備(梁台、アンカーボルトを除く) ※	・			
		屋上設備(梁台、アンカーボルトを除く) ※	・			
		屋外設備(梁台、アンカーボルトを除く) ※	・			
		梁台、アンカーボルト特記した基礎 ※	・	※	※	
開口部	梁、床、壁	補強を要するもの ※	・	※	※	
	貫通スリーブ	補強を要しないもの ※	・	※	※	
	梁、床、壁	補強を要するもの ※	・	※	※	
	貫通部型枠	補強を要しないもの ※	・	※	※	
	軽重量鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込	補強を要するもの ※	・	※	※	
	埋込形分電盤	補強を要しないもの(アウレットボックスは除く) ※	・	※	・	
	端子盤等の仮枠	補強を要するもの ※	・	※	・	
	上記開口部の補強	補強を要しないもの ※	・	※	・	
	上記開口部の裏出し	補強を要するもの ※	・	※	※	
	スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	補強を要するもの ※	・	※	※	
フリーアクセスフロア用配線器具	※					
点検口	床、壁、天井	※				
外部取付ガラリ	ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む	※				
湯沸室のフード		※				
換気扇の取付枠		※				
流し台	排水トラップ共	※				
防油堤	オイルサービスタングの防油堤 ※	・				
	タンク基礎	※				
床下水槽のマンホールふた		※				
屋外排水管	雨水 ※					
	汚水、雑排水 ※					
雨水立管(たてどい)		※				
トイレ手すり		※				
化粧鏡(衛生器具まわり)		※				
はめ込形洗面器用カウンター(前板共)		※				
ガスボンベ転倒防止用の鎖		※				
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	※				
	防火扉リリース		※			
	電極棒		・		※	
	配線ピット及びふた	※	・			
	機器などへの接続(1次側)		※			
	機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管(接地共)				※	
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		※			
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線		※			
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線		※			
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)	※				
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線		・		※		
個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)		・		※		
煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線		※				
小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線		・		※		
ガス漏れ検知器			・		※	
電気錠	電気錠及び通電金具	※	・			
	TENキー及び制御盤	※	・			
エレベーター出入口三方枠(金属製)		※				
エレベーター出入口三方枠(石製)		※				
シャワーユニット		※				
バスユニット		※				
洗濯機パン		・			※	
システム天井	ボード・カバー	※				
	照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート		※			※
消火器ボックス		※				
自動制御設備関連のインバーター装置及び盤			・			
自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)					・	

 福島県建築関係工事特記仕様書	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称	
	設計年: 令和〇〇年〇月		設計者氏名	印	図面名称
				機械設備工事特記仕様書(2)	図面番号

<p>17</p> <p>現場環境改善 (快適トイレの設置)</p>	<p>1 内容</p> <p>2 設置に要する費用</p>	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】 (1) 洋式(洋風)便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む) (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)】 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】 (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 換気装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>			
<p>18</p> <p>再生資源利用 (促進)計画</p>	<p>1 再生資源利用計画書</p> <p>2 再生資源利用促進計画書</p>	<p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>			
<p>19</p> <p>総合評価方式における技術提案書の確認</p>	<p>1 内容</p>	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いて確認することを原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>			

<p> 福島県建築関係工事特記仕様書</p>	<p>福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△1-1</p> <p>設計年: 令和〇〇年〇〇月</p>	<p>建築士事務所名</p> <p>設計者氏名</p>	<p>印</p>	<p>工事名称</p> <p>図面名称</p>	<p>機械設備工事特記仕様書(3)</p>	<p>図面番号</p>
---	---	-----------------------------	----------	-------------------------	-----------------------	-------------

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考	
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後					
・1 給水装置に該当する管	○	○	○	○	水圧試験	1.75MPa以上	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれによる。	
・2 揚水管等のポンプに直結する配管	○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分		
・3 高置水槽以下の配管	○	○	○	○	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分		
・4 給湯管	○	○	○	○	水圧試験	上記1、2、3に準ずる。	60分		
・5 さや管ヘッダー配管	○	○	○	○	水圧試験	管種	初圧	60分後	60分後に規定の圧力以下の場合には再試験を行う。再試験は、共通仕様書による。
						架橋ポリエチレン管	0.75MPa	0.45MPa以上	
ポリブテン管	0.75MPa	0.55MPa以上							
・6 排水(管) (屋外埋設管以外)	○	○	○	○	満水試験		30分	原則、埋戻し前又は最小限の埋戻しで行う。	
					煙試験	刺激性の濃煙 250Pa	15分		
・7 排水ポンプ吐出管				○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分		
・8 各消火ポンプに連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分		
・9 各種送水口に連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍又は1.75MPaのいずれか大なる圧力(7と兼用兼用される配管は7又は8のいずれか大なる圧力)	60分	連結送水管送水口等	
・10 不活性ガス消火配管		○		○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは10.8MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分		
・11 粉末消火配管				○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは2.5MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分		
・12 冷温水管、冷却水配管		○		○	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.75MPa)	30分		
・13 蒸気配管、高温水管		○	○	○	水圧試験	最高使用圧力の2.0倍(ただし、最小0.2MPa)	30分		
・14 油管	○	○	○	○	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分		
・15 冷媒配管		○		○	気密試験(空気又は不燃性ガス)	冷媒ガスの種類	気密試験圧力	外部に発泡液を塗布して漏れない事。その後24時間放置して漏れない事。 〔注〕(1) 試験に使用するガスは、窒素ガス、炭酸ガス又は乾燥空気とする。 (2) 試験終了後、ガスをバージし、真空乾燥を行う。絶対圧力が-0.1MPa以下になってからさらに15分以上真空引きし、密閉放置して漏れないことを確かめる。 (3) 配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器を使用して配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。 (4) 屋内機と屋外機の連絡配線は、施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	
						R22	工事監理指針による		
R134a									
R407C									
R410A									
・16 住宅用暖房配管				○	水圧試験	住戸内 0.15MPa (ただし、温水コンセント接続後は0.1MPa) 住戸内以外 静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	30分		
・17 通水試験				○	通水試験	・給水設備～水栓器具等取付後、各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。また、飲料水配管の場合は、末端において、遊離残留塩素濃度が0.2ppm 検出されるまで消毒を行う。 ・排水設備～衛生器具等取付後、行う。 ～空調用ドレン管にも適用する。 ・通水試験後、衛生器具等の水量調整を行う。 ・給湯設備～給水設備に準ずる。			
・18 水質試験				○	簡易試験(9項目)	塩素イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、一般細菌並びに大腸菌群、PH値、臭気、味、色、濁度		福島県給水施設等条例並びに(各)市町村給水施設等条例	
・19 ポンプ				据付完了後	水圧試験	最高吐出圧力(運転範囲における最高全揚程+最高押し込み圧力)の1.5倍(ただし、最小0.4MPa)	3分	給水設備、排水設備、給湯設備、空気調和設備各種ポンプ	
・20 塩素滅菌装置				据付完了後	動作試験	注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で10回以上行い、異常の有無を検査する。			
・21 水槽類				○	満水試験	満水状態で12時間以上放置し、漏水の有無を検査する。飲料用の場合は、次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。	12時間		

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・22 鋼製ボイラー					据付完了後 水圧試験	・最高使用圧力が0.42MPa以下のものは、最高使用圧力の2倍(ただし、最小0.2MPa) ・最高使用圧力が0.42MPaを超え1.5MPa以下のものは、最高使用圧力の1.3倍に0.3MPaを加えた圧力 ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa)		
・23 鋳鉄製ボイラー					据付完了後 水圧試験	・蒸気ボイラーは、0.2MPa ・温水ボイラーは、最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.2MPa) ・セクションは、最高使用圧力が0.2MPa以下のボイラーは0.4MPa、最高使用圧力が0.2MPaを超えるボイラーは最高使用圧力の2倍		
・24 真空式温水発生機					○ 気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec(大気圧換算値)以下		
・25 無圧式温水発生機					○ 満水試験		30分	
・26 鋳鉄製温水発生機					○ 水圧試験	セクションの試験圧は0.6MPa	10分	
・27 温水発生機に組込む熱交換器					○ 水圧試験	最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa)		
・28 冷凍機					○ 水圧試験	設計圧力の1.5倍		冷水及び冷却水系路
・29 遠心冷凍機					○ 気密試験	真空95kPaとし、真空降下は12時間に対して1時間当たり50Pa以下		運転中の低圧部圧力が大気圧以上となる冷媒を使用するものを除く
・30 吸収冷凍機直置き吸収冷水機小形直置き吸収冷水機ユニット					○ 気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec(大気圧換算値)以下		
・31 空気調和機の冷水、温水及び蒸気コイル					○ 気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は1.0MPa	10分	
・32 ファンコンベクターコンベクターベースボードヒーターパネルラジエーター					○ 気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は最高使用圧力の1.3倍(ただし、最小0.5MPa)		
・33 貯湯タンク熱交換器ヘッダー					据付完了後 水圧試験	最高使用圧力の1.5倍に温度補正を行った圧力 $P_a = P \times \sigma_n / \sigma_a$ Pa: 補正された試験圧力又は気圧試験圧力 P: 補正前の試験圧力又は気圧試験圧力 σ_n : 試験時の温度における材料の許容引張応力 σ_a : 使用温度における材料の許容引張応力		
・34 密閉形隔膜式膨張タンク					据付完了後 水圧又は気密試験	使用圧力の1.3倍以上		
・35 地下オイルタンク					据付完了後 水圧試験	70kPa以上	10分	

2. 浄化槽設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・1 槽類					工完了後 満水試験	満水状態で24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。	24時間	
・2 汚水管及び汚泥管	○		○		満水試験		30分	
・3 ポンプ吐出管			○	○	水圧試験	最小圧力0.75MPa	60分	
・4 消泡管	○		○	○	通水試験			
・5 空気管	○	○	○	○	気密試験	最高使用圧力の1.1倍	60分	

3. ガス設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・1 都市ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	最高使用圧力の1.1倍以上 ガスメーター取付後、管内空気を排出して行う。	供給会社 規程	ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
・2 液化石油ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧側1.56MPa、低圧側8.4kPa以上10.0kPa以下	供給管等の内容積	10L以下 5分 10L～50L 10分 50L超過 24分
						気密試験終了後、管内の空気をガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取付後に行う。		

※水圧・気密・空気圧試験等は、試験中の圧力状態が分かるようにチャート紙に記録することが望ましい。
※本一覧表に記載無き項目は、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」による。